

～賃貸人（オーナー）の皆さんへ～

家賃支援給付金は、給付を受けたテナントから適正に賃料が支払われることにより、オーナー支援にもつながります。

【家賃支援給付金の概要】

内容	売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的に、テナント事業者に給付金を支給 ＜申請期間：2020年7月14日～ <u>2021年2月15日</u> ＞ 申請期限が延長されました！												
支給対象 ①②③ すべてを 満たす 事業者	① 資本金10億円未満の中堅企業・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 ② 5月～12月の売上高について、1か月で前年同月比50%以上減少、又は連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少 ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い ※ 駐車場などの借地、賃料と一体的に取り扱われている管理費や共益費も含む。												
給付額	法人に最大600万円（100万円/月×6か月分）、個人事業者に最大300万円（50万円/月×6か月分）を一括支給 支給額イメージ（法人：月額） <table border="1"><caption>支給額イメージ（法人：月額）</caption><thead><tr><th>支払賃料月額 (万円)</th><th>給付率</th><th>給付額上限 (万円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>75</td><td>2/3</td><td>50</td></tr><tr><td>225</td><td>1/3</td><td>100</td></tr></tbody></table>	支払賃料月額 (万円)	給付率	給付額上限 (万円)	0	0	0	75	2/3	50	225	1/3	100
支払賃料月額 (万円)	給付率	給付額上限 (万円)											
0	0	0											
75	2/3	50											
225	1/3	100											

【オーナー等との関連】

◎ 賃貸人（オーナー）等にお知らせ

家賃支援給付金の振り込みが決定後、申請者及び賃貸人（オーナー）等宛てに、申請者に対して給付金を振り込む旨のお知らせが送付されます。

◎ 賃料の減免時の例外

オーナー等が賃料を減免している場合、元の賃料水準に戻った時にテナントが元の水準で賃料を支払い、申請を行えば、元の賃料水準を対象として給付金が支払われることになり、オーナー等は相応の金額を受け取ることができます。

※ 給付金の算定方法は、申請時の直近1か月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

○家賃支援給付金の申請はポータルサイトから電子申請となります。

【手続きの主な流れ】（テナントから専用のウェブサイト経由で申請）

1 手続き用ログインIDとパスワードを登録します。

2 マイページから基本情報、売上高の実績や現状などを入力します。

3 必要な書類を写真やPDFなどにデータ化して添付します（賃貸借契約書の写し、家賃の振込明細書、家賃の減免等を受けていたことを証明する書類など）。

4 国の家賃支援給付金事務局にて申請内容を確認します。

※ 申請に不備があった場合は申請者にメールとマイページへの通知で連絡が入ります。

5 確認後、申請者とオーナー等に給付通知書が発送され、申請者の登録口座に入金されます。

【申請に当たっての照会やサポートなど】

◇ 家賃支援ポータルサイト

<https://yachin-shien.go.jp/>

家賃支援給付金

検索 🔍



◇ 家賃支援給付金 コールセンター

電話番号：0120-653-930

（8:30～19:00 平日・日曜日対応（土曜日・祝日除く））

◇ 申請サポート会場

- ・ 電子申請が困難な方には、県内に開設された申請サポート会場（完全予約制）においてサポートが受けられます（申請サポート会場の一覧は家賃支援ポータルサイトを参照）。

※ 申請に際しては、家賃支援ポータルサイトで最新情報を確認してください。

○ 愛知県の融資制度

- ・ 愛知県では、各種融資制度等を設けております。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html>

（経済産業局中小企業部中小企業金融課融資・貸金業グループ）

電話番号：052-954-6333（平日 9:00～17:00）